

介護サービス事業所 管理者 様

さいたま市保健福祉局長寿応援部介護保険課長
(公印省略)

令和元年台風第19号で被災した被保険者に係る利用料の負担等の取扱いについて（その2）

日頃から、本市の介護保険事業の推進について、御協力を賜り厚く御礼申し上げます。

令和元年台風第19号による被災者に係る利用料の負担等の取扱いについて、請求の具体的な手続きは下記のとおりとなりますので、お知らせいたします。これらの取扱いについては、国からの事務連絡等（令和元年台風19号に伴う災害の被災者に係る介護サービス利用料の取扱いに関するQ&A、令和元年台風19号に伴う災害に係る介護報酬等の請求等の取扱いについて）に基づいておりますので、あわせて確認をお願いいたします。

各通知等はさいたま市ホームページに随時掲載しておりますので、適宜確認をお願いいたします。

トップページ>事業者向けの情報>届出・手続き>介護保険>給付・認定・その他>令和元年台風19号に関する介護保険利用料等の取扱いについて

<https://www.city.saitama.jp/005/001/018/005/p068124.html>

記

利用料の猶予・免除がされた者に係る請求手続きについて

- ① 利用料の猶予・免除がされた者に係る介護報酬の請求については、請求明細書の「請求額集計欄」の保険分または事業分の給付率に100と、利用者負担額に0と記載して請求してください。（介護保険施設等における食費・居住費については、通常の方法により特定入居者介護（予防）サービス費を請求してください。）
- ② 利用料の猶予・免除をしたときは、利用者負担分がゼロであるため、保険優先の公費負担医療（特定疾患治療研究事業（法別番号51）などの「公費併用請求明細書」となるもの。）の対象となりません。このため、利用料の猶予・免除をした場合には、従来、公費併用請求明細書として請求する者のものであっても、請求明細書は介護保険単独として取り扱い、公費負担者番号及び公費受給者番号は記載を要しません。
- ③ 減免対象者の10月分のレセプトにおける介護報酬の記載については、ひと月分のレセプトには、1つの給付率しか記載できないため、10月サービス分全体の給付率を100%と記載して国保連へ請求してください。災害救助法が適用された日以後かそれ以前かでレセプトを分ける必要はありません。

問合せ先

さいたま市保健福祉局長寿応援部介護保険課
介護保険係 田島、渡邊、田邊

電話 048-829-1264

FAX 048-829-1981